

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.95

平成 22 年 9 月 10 日

高齢の父が電話で俳句の新聞掲載を勧められ、断わり切れなかったようで、3 日前に掲載新聞と高額な請求書等と一緒に送付されてきたのですが・・・。

## 被害内容

【相談者 50代 女性】

俳句が趣味の父(81歳、独居)が数年前から新聞等への掲載を電話勧誘されてきました。はっきり断るように伝えていたのですが、先日、業者から掲載新聞と17万円の請求書が送付されていたことがわかりました。高額であり、不要な契約なので対応すればよいでしょうか。

## 対処方法

最近、短歌や俳句の新聞(雑誌)への掲載についての相談が急増しています。「自作の短歌の掲載」という、趣味に対する心理を利用し、特に電話勧誘で高齢者をねらった悪質な手口が多くなっています。また、同じ業者や複数の業者が次々と契約させたり、しつこく勧誘するケースも多くあります。

- ・ 相談者には、クーリング・オフ( )期間内なので、クーリング・オフの通知を出すよう助言しました。
- ・ 業者の勧誘時の説明をうのみにせず、必要がない場合や相手の説明に納得できない時は、きっぱり断りましょう。
- ・ 万一トラブルにあった場合は、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターに相談してください。

( ) 訪問販売や電話勧誘販売など法律で定められた取引について、一定の期間内であれば、無条件解約できる制度。支払った代金は返金され、受取った商品は業者に引取ってもらいます。



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

富山本所 TEL 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)  
TEL 076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)  
FAX 076 - 431 - 2631  
高岡支所 TEL 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)  
FAX 0766 - 25 - 2890